

平成24年3月13日

於：オーラム 地下2階「Royal I・II」

水産政策審議会 第56回資源管理分科会議事録

水 産 庁

水産政策審議会第56回資源管理分科会

1 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成24年 3月13日 15時00分

閉会 平成24年 3月13日 15時52分

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委員 奥村 保之 梶 克之 櫻庭 武弘 佐藤 信幸

鈴木 徳徳 長屋 信博 東村 玲子 山川 卓

山下 東子

特別委員 小川 栄 風無 成一 金田 一義 高橋 健二

野村 俊郎 濱田 武士 柳谷 法司 米田 清

3 水産庁側出席者

柄澤漁政部長 木實谷増殖推進部長 新井企画課長 丹羽管理課長

長谷漁業調整課長 内海漁場資源課長 前栽培養殖課長

宇賀神計画課長 本田防災漁村課長

4 議 事

別紙のとおり

目 次

1. 開	会	1
2. 議	事	1
(諮問事項)			
諮問第 213 号	漁業法第 5 8 条第 1 項の規定に基づく公示について	7
諮問第 214 号	指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の 一部を改正する省令について	1 1
諮問第 215 号	海洋水産資源開発促進法に基づく 海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための 基本方針の策定について	1 4
(その他)		1 6
3. 閉	会	1 6

○新井企画課長 それでは、予定の時間がまいりましたので、ただいまから「第 56 回資源管理分科会」を開催させていただきたいと思います。

本日、最初の司会を務めさせていただきます企画課長の新井と申します。よろしくお願いいたします。

まず、本日の委員の方々の出席状況につきまして御報告をさせていただきたいと思いません。

水産政策審議会令第 8 条第 1 項の規定によりまして、審議会の定足数は過半数とされております。本日は、資源管理分科会委員 10 名中、現在 7 名の方、2 名の方が遅れていらっしゃるということでございますので、定足数を既に満たしております。したがって、本日の資源管理分科会は成立をいたしております。

なお、特別委員は、14 名中、現在 7 名の方が出席されておまして、後ほど 1 名いらっしゃるということでございます。

本日は、お忙しいところ、お集まりいただき、ありがとうございました。

それから、本委員の方々につきましては、先ほどの総会から引き続きということでございまして、よろしくお願いいたしますと思います。

では、審議に入ります前に、配付資料の確認をさせていただきたいと思いません。資料は封筒に入れておりますけれども、ごらんをいただきたいと思います。式次第から始まりまして、資料一覧にございますけれども、資料 1～7 でございまして、それぞれ資料番号を付して封筒に入れております。御確認をいただければと思いません。よろしくお願いいたします。

それでは、山川分科会長、お願いいたします。

○山川分科会長 山川でございます。よろしくお願いいたします。

では、早速、議事に入らせていただきたいと思います。本日は諮問事項が 3 件ございます。本日、審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会令第 5 条第 6 項の規定に基づきまして、当資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

では、諮問事項に入ります。「諮問第 213 号 漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく公示について」ですけれども、本件につきましては、昨年 11 月に開催しました第 54 回資源管理分科会におきまして、本分科会の下に「一斉更新小委員会」を設けて検討することとしておまして、私がとりまとめ役の委員長を仰せつかっておりますので、その審議経過

について、まずは御報告させていただきます。資料2を用意しましたので、これをごらんいただきながら小委員会の審議経過について要点を御説明いたします。

指定漁業の許可等の一斉更新についての処理方針につきましては、昨年11月25日、それから、本年2月10日の2回にわたりまして審議を行ってまいりました。審議内容等は資料2の右の方に書いてございます。小委員会では、漁業全体の構造に関する御意見ですとか、個別の漁業種類に係る具体的な御意見等、さまざまな御意見をちょうだいいたしました。

その中で特に議論となりましたのは、沿岸漁業と沖合漁業の漁業調整の円滑化のためのVMSの設置についてでございます。事務局案に対しまして、沖合側からは、沖合だけに設置するのは不公平ではないかという御意見も強く出されました。一方、沿岸側からは、現場から漁業調整問題の解決の要望、特に指定漁業に対する要望など、沿岸漁業と沖合漁業の信頼醸成のためにVMSの設置や、両者の話し合いが重要との御意見も出されました。

小委員会といたしましては、VMSの運用をくれぐれも慎重に行っていただくよう、事務局である水産庁に要請を行うとともに、漁業調整の円滑化のために必要な指定漁業の漁船にVMSを設置するとの方向で議論を集約したところでございます。

本日、事務局でとりまとめてお示しをしている処理方針(案)が資料4にございますけれども、これは小委員会での議論の結果を踏まえたものであります。この処理方針(案)に沿って作成したものが本日の諮問事項であります漁業法第58条第1項の規定に基づく公示と、それから、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令となっているところでございます。

以上、簡単ではございますけれども、一斉更新小委員会での検討の経過についての御報告とさせていただきます。

続きまして、一斉更新小委員会での議論を踏まえましてとりまとめました平成24年「指定漁業の許可等の一斉更新について」の処理方針(案)につきまして、事務局から御説明願います。よろしく願いいたします。

○新井企画課長 それでは、資料3、それから、資料4に基づきまして、平成24年「指定漁業の許可等の一斉更新」についての処理方針を御説明させていただきたいと思っております。

指定漁業の許可につきましては、漁業法におきまして水産動植物の繁殖、保護または漁業調整に支障を及ぼさない範囲で、当該指定漁業を営む者の数、経営その他の事情を勘案して、原則5年ごとに許可すべき隻数を公示して行うことにされております。

今回の平成 24 年の一斉更新でございますけれども、資料 3 をまずごらんいただきたいと思っております。資料 3 に「主なポイント」と書いてございます。これは、処理方針の中でも基本的な考え方ということで、取り巻く状況ということで整理をさせていただいております。東日本大震災からの復興に向けた被災漁業者の経営リスクの軽減、資源管理のための漁獲努力量の抑制、信頼の醸成に基づく漁業秩序の構築、漁業者の命を守るための漁船の安全性の確保、国際競争力の確保という、現状を取り巻く状況を踏まえた上で公示予定隻数を決めるとともに、それに基づきます必要な規制の見直し、それから、今回、VMS の義務づけということでございますけれども、必要な規制を取り入れていくということでございます。

公示予定隻数につきましては、後ほどの諮問事項のところでお話をさせていただきますけれども、一覧表にまとめますと、資料 3 の左側ということになります。沖合底びき網漁業からいか釣り漁業まで、計 1,792 隻ということで公示をさせていただく予定にしております。

この中で※がついたものが 2 つございます。下の方にございます北太平洋さんま漁業、それから、いか釣り漁業につきましては、今回の被災漁業者の兼業の機会の拡大、それから、新規参入を可能とするためということで、資源状況を踏まえまして、今回、公示隻数を維持するというので、220、それから、197 という同数を維持をさせていただいております。

そのほかにつきましては、基本的には、公示後廃業したもの、それから、減船した隻数を削減するというので、今回の合意隻数を決めさせていただいております。中ほどの大中小型まき網につきましては、△ 59 ということで減っているように見えますけれども、これは海域ごとの許可証を統合したということでございまして、それを踏まえて△ 59 となっております。遠洋、それから、近海のかつお・まぐろにつきましては、国際減船の影響を踏まえまして、それぞれの隻数、△ 229、それから、△ 72 となっております。

それから、資料 4 にまいりまして、それぞれの今回の一斉更新の処理方針につきまして、2 ページ以降、説明をさせていただきたいと思っております。この処理方針の中で示された考え方につきまして、後ほどの諮問事項にございます公示と省令改正、更に、軽微なものにつきましては、水産庁長官の通知といった形で、これをそれぞれ公的な文書に反映をさせていただくということでございます。

まず「第 2 基本的処理方針」でございます。「1 東日本大震災からの復興に向けた

被災漁業者の経営リスクの軽減」の「(1) 許可又は起業の認可をすべき隻数」ということで、今、御説明をいたしました、いか釣り漁業、それから、北太平洋さんま漁業につきまして、前回と同じ公示隻数を維持をするということでございます。

それから「(2) 兼業機会の拡大のための規制の緩和」につきましては、長官の通知で手当てをしたいと考えているところでございます。

それから、2番目につきましては、公示隻数の具体的な数字として反映をさせていただくということでございます。

「3 信頼の醸成に基づく漁業秩序の構築」でございます。これは分科会の会長からもございましたけれども、今回、沿岸沖合漁業者の操業の在り方に係る相互理解と、国際漁場を踏まえた資源の管理の有効利用を図る観点からということで、「(1) VMS の導入」、それから「(2) 漁業者間の協議の促進」ということで、今回の公示の制限条件の中で VMS の導入につき反映をさせていただくということでございます。それから「(3) 国際的取り決めの遵守のための措置」ということでございまして、ロシア海域におけます操業日誌の義務付け、それから、オブザーバーの乗船の許可といったものにつきましては、それぞれ省令と公示で反映をさせていただくことにしております。

「4 漁船の安全性の確保」につきましては、近年、非常に漁船の転覆・沈没事故が多いということございまして、長官の通知のところで船舶の総トン数の規制の緩和につきまして反映をさせていただくことにしております。

「5 国際競争力の確保」の「(1) 漁業の構造改革に資するための規制等の見直し」ということで、漁業の構造改革による試験操業に係る船舶の総トン数の規制の見直し、大中型まき網につきましては公示、それから、2番目の漁業構造改革事業による試験操業の期間の延長につきましては長官の通知ということで反映をさせていただきたいと思っております。

(2) で、①～⑥まで、いろいろな規制の緩和につきまして、それぞれ書いてございます。これにつきましても、後ほど諮問事項のところで説明させていただきます省令、それから、告示、長官通知といった形でそれぞれ反映をさせていただくことにしております。

6 ページの第3以降につきましては、それぞれの漁業種類ごとにつきまして、再掲を含めまして書かせていただいておりますということございまして、その中で、告示、それから、省令に反映させていただきますものは、7 ページの「3 遠洋底びき網漁業」の(2)の許可の有効期間を従来の1年から5年にするといったものを公示で反映をすること、それ

から、9ページの「7 北太平洋さんま漁業」の「(3) 標識を表示しない船舶の使用禁止措置の禁止」につきましては、省令で反映をさせていただくということでございまして、後ほどの諮問事項の中で説明をさせていただきたいと思っております。

事務局からの説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ありましたら、よろしく願いいたします。鈴木委員。

○鈴木委員 7ページの大中型まき網漁業の④なのですが、同一船舶について、操業区域が異なる云々ということなのですけれども、同一船舶で、他の漁業海区というか、幾つかの漁業区域の許可を有しているものは、すべてで1艘の許可と申しますか、許可そのもので動く、早く言えば分離できないということによろしいのですか。

○長谷漁業調整課長 分離できないということではなくて、今、1つの船団で、海区ごとに複数の許可を持っているものについて、1枚の許可の中で従来の操業は確保していただくということを想定しているもので、許可内容の変更というのは別途やっていくと、必要などときにはやるということを考えております。そういう内容です。

○鈴木委員 今まで聞いてきた範囲でありますと、操業区域のことですけれども、要するに、資源管理の上から、1つの船に許可が何枚かの許可がついておまして、有効な資源、あるいは経営の関係などで分離して、また船をつくって、それで操業できるというような形態だったと思うのです。昔はですね。それがそういうことができなくなって、資源管理上、そういうことにするのだ、今度はなるのだと聞いているのですが、そういう解釈でよろしいですか。

○長谷漁業調整課長 はい。

○鈴木委員 ありがとうございました。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。ほかに御意見、御質問。佐藤委員。

○佐藤委員 一斉更新の策定過程の件なのですが、2点ほど。昨年の秋ごろから、都道府県とか、漁業者団体からいろいろな意見を聴取されたようなのですけれども、その中で、現場の声として、主に寄せられた意見はどんなことがあったのか。

それから、2点目は、そういう意見につきまして、今回の処理方針にどんな形で反映されていったのか、その部分があったら、御紹介をお願いしたいのです。

○長谷漁業調整課長 各漁業関係者からは常時いろいろな御要望をいただくわけですけれ

ども、今回の話の中では、全般的に言って、厳しい経済状況、その他資源状況等の中で、国際競争力のある形態にどう転換していくのかというようなことが、指定漁業の関係漁業者の方からは、業種問わず寄せられているということだと理解しております。

そういった面で言いますと、この分科会でも何度か御説明させていただいておりますけれども、漁業の構造改革ということで、収益性を上げるような操業形態の実施をしてきておりますので、そういう事業を踏まえた制度の見直しをしてほしいという話ですとか、あるいは、また後ほど御説明しますけれども、いか釣り漁業においては、TACの話もこの分科会でいつも議論するわけですが、資源状態から見て、取り残しが生じている、まだ資源的に余裕があるという中で、いか釣り漁業の隻数はずっと減ってきているという中で、1隻当たりの釣りでの漁獲能力はもう少し高めていいのではないかと御要望、あるいは、漁船のトン数規制が漁業種類ごとで微妙に違っていたものがあるわけですが、限られた漁船事情の中で兼業機会を増やす、兼業の選択肢を増やすという意味で、トン数の上限の規制を見直してほしいとか、そういった要望をいただいております、また後ほど御説明しますけれども、それを反映した形にしております。

一方、沿岸漁業関係者からは、先ほど来出ておりますけれども、いろいろな形での漁業調整問題がございますので、そういったものについての取組みを進めてほしいというようなことが要望として挙げられております。それにつきましては、処理方針にありますように、1つはVMSの話ですし、漁業調整上の話し合いについて、国があっせん・仲介を積極的にやるというような方針ですね、そういう形で盛り込ませていただいております。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかに御意見、御質問。野村委員。

○野村特別委員 資料3のVMSの義務づけについての御意見を述べさせていただきます。我々の遠まきの組合で2月上旬に6隻に設置しまして、約1か月の試験運用の間に2隻の不備がございました。これまでの小委員会の中で、運用に対しては、我々、不安を持っていると、そういうふうな意見もあったかと思うのです。したがって、機器の信頼性とか、運用の問題点、そういうのを徹底的に改善されて、国による法的な義務づけというのは理解できますけれども、我々漁業者が国に対して信頼を損なうことのないようお願いしたいと思います。

○山川分科会長 では、くれぐれも運用につきまして御注意いただくということで、よろしくお願いたします。

では、風無委員、よろしく申し上げます。

○風無特別委員 今の野村委員の御質問と同じことなのですけれども、VMS は我々にとって大変大きな問題でございまして、今までの話の中で、この設置については、設置修理、ランニングコスト等の費用は国が負担するというふうにお話をされて、我々もそのように受け止めてきました。また、今の話ではないのですが、運用上慎重に進める中で、やはり機器でございましてから、故障もあり得る、いろいろな不都合もあり得る。そういう場合に、制限条件の中の違反ということになりかねない。3 ページの（1）には4～5行で簡単に書いてございますけれども、このようになるに至った前提条件を、これから何年かたつうちに風化されて、漁業者が負担しなさい、それから、故障しているのはペナルティーをとるか、そのようなことにならないように、ひとつよろしくお願いいたしたいと思います。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。くれぐれも運用に関してはよろしくお願いいたします。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。よろしいですか。それでは、平成 24 年「指定漁業の許可等の一斉更新」についての処理方針（案）につきまして、了承するということでもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいま了承されました処理方針に基づいて作成されました公示案であります諮問第 213 号について、御説明をよろしくお願いいたします。

○長谷漁業調整課長 では、改めまして、漁業調整課長でございます。

資料5をごらんください。まず諮問文を読み上げます。

23 水漁第 1841 号

平成 24 年 3 月 13 日

水産政策審議会

会長 山下 東子 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく公示について（諮問第 213 号）

次に掲げる漁業について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条第 1 項の規定に

基づく公示を別添のとおり定めたいので、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

- (1) 沖合底びき網漁業
- (2) 以西底びき網漁業
- (3) 遠洋底びき網漁業
- (4) 大中型まき網漁業
- (5) 遠洋かつお・まぐろ漁業
- (6) 近海かつお・まぐろ漁業
- (7) 北太平洋さんま漁業
- (8) 日本海ベにずわいがに漁業
- (9) いか釣り漁業

ということでございます。

では、次のページから御説明いたしますけれども、全体で151ページにも及びます案文ですので、先ほどの処理方針と関連づけまして、実質的な変更部分に絞って、できるだけ簡潔に御説明いたします。

なお、先ほど御了承いただきました処理方針に盛り込まれた内容につきましては、大きく分けまして、この後の諮問事項にあるように、省令で担保するもの、それから、これから御説明する公示内容で担保するもの、それぞれの漁業について定める許可等の取扱方針で担保するものなどございますけれども、ここでは公示の内容について御説明いたします。

まず、下にページ数がついておりますけれども、1ページ目が沖合底びき網漁業についてです。ごらんのように、公示隻数は383隻で、前回の407隻と比べ24隻の減少となっております。

3ページからは、「一 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数」ということで、表形式で掲げられております。

14ページをごらんください。右端の4という数字がございますけれども、処理方針の中で、漁船の安全性の確保というところがございました。転覆・沈没事故の多発を受けて、バルジ等の装備によって安全性を向上させる場合は、漁獲能力の増加に直接つながらないことを個別に審査しながら、船舶の総トン数規制の緩和を行うという内容だったわけですが、4番はそれを受けた記述でございます。同様の記述が各漁業について付されて

おります。

次に、40 ページをごらんください。今回の処理方針において、先ほど来議論がありましたけれども、我が国周辺水域における沖合漁業と沿岸漁業の漁業調整の円滑化のため、必要な漁船に衛星船位測定送信機（VMS）の設置及びその常時作動を許可の制限または条件として、漁業取り締まりの効率化を図るということをございました。その具体的な内容として、それぞれの許可に付加する制限または条件が、ここにあります 67 と 68 です。

まず、67 なのですけれども、農林水産大臣が、漁場の安定的な利用関係の確保のため必要があると認めて VMS を備えつけることを命じたときは、当該命令に従って VMS を当該許可に係る指定漁業の用に供される船舶内に備えつけなければならない。この場合において、VMS を備えつけた船舶の船長は、操業し、または航行する期間中は VMS を常時作動しなければならないという形で表現しております。

更に、68 として、この VMS その他の情報により、区域違反の疑いがあると漁業監督官が認めて、退去するよう指示したときは、これに従わなければならないとしております。

同様の規定は、海外まき網を除く大中型まき網、それから、日本海べにずわいがに漁業、いか釣り漁業の許可にも、制限または条件として付すこととなります。

VMS の運用については、野村委員や風無委員から、機械の故障ということもあるので、慎重な運用をとる意見をいただきました。先ほど野村委員からも御紹介あったように、今、実操業での試験をしております。本格実施前に実際不具合も生じたりしておりますので、そういうことを今、確認して、慎重に確認をした上で本格実施につなげていきたいと思っております。その運用によりまして、結果的に漁業者間の信頼醸成、漁業者間の協議の促進が図られることを期待して実施しようとするものでございます。

次に、43 ページが以西底びき網漁業です。公示隻数 43 隻で、5 年前と比べますと 2 隻減で、あとは実質的変更はありません。

51 ページを見ていただきますと、遠洋底びき網漁業ですけれども、公示隻数 37 隻ということで、この漁業は、先ほど企画課長からもありましたが、従来、許可期間 1 年ということでしたけれども、今回から一般の指定漁業と同じ 5 年の許可ということでございます。

次に、57 ページを見ていただきますと、大中型まき網漁業です。公示隻数は 148 隻と、前回から 59 隻減という大幅減になっております。これは、先ほど鈴木委員から御質問があった話ですけれども、従来、複数の海区で、複数の許可に基づきまして操業していた我が国周辺の大中型まき網漁業について、許可を 1 枚にすることによって、どういう効果が

あるかという、船団数をキャッピングするということでございます。まさばであるとか、まいわしであるとか、今後の浮魚資源の大変動に対して、未然に備えると、そういう措置と考えております。

59 ページから、沖底と同じように、「一 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数」ということで、また表形式になっております。ここの中では、先ほどもちょっとお話ししました、本分科会でもたびたび報告しております、もうかる漁業のうち、試験操業期間が終了して漁獲能力が増加しないということが実証されたものについて、総トン数規制に反映をしているということです。

それから、海外まき網の試験操業についても同じように反映させております。海外まき網の3隻の大型化については、奥村委員から、適切な制限または条件をつけるべきという御意見をいただいておりますが、それにつきましては、82 ページを見ていただくと、中ほどに太平洋中央海区があるのですけれども、(2)が制限条件になるのですけれども、趣旨としては、終わりのところにありますように、農林水産大臣が定める期間においては、めばちを採捕してはならないということで、こういう形で一定限度になった場合には採捕を停止するという形で担保しようと考えております。

次に、107 ページを見ていただきますと、遠洋かつお・まぐろ漁業の公示隻数になります。361隻で、231隻減ということで、大幅減です。内訳は、浮きはえ縄315隻、釣り46隻です。

次の119 ページを見ていただくと、今度は近海かつお・まぐろ漁業ですが、こちらは公示隻数391隻ということで、73隻減になります。遠洋と近海のかつお・まぐろ漁業、どちらも大幅に減少しておりますけれども、主に平成20年度の国際減船ですとか、不要な認可の整理によるものでございます。

次に、129 ページが北太平洋さんま漁業の公示隻数になりますけれども、先ほど企画課長から説明ありましたとおり、前回と同じ公示隻数にするという処理方針にしたがって、5年前と同じ220隻となっております。

135 ページが、日本海べにずわいがに漁業の公示隻数が12隻で、3隻減になります。

最後が143 ページで、いか釣り漁業になりますけれども、さんま漁業と同様、5年前と同じ隻数の197隻になります。

それから、146 ページを見ていただくと、後ろの方に五とありますけれども、先ほど佐藤委員の御質問に対して御説明いたしました自動いか釣り機の設置台数、従来は25台だ

ったのですけれども、先ほども言いましたように、いかの資源に余裕があるということで、34 台、小型いかの関係者とも調整させていただいた上で、このようにしたいと思っております。

なお、いわゆる沖合いか釣り漁業の総トン数、上限 185 トン未満を 200 トン未満に変更というのも処理方針には盛り込まれておるのですけれども、これにつきましては、許可等の取扱方針で担保することとしております。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまの御説明に対しまして、御意見、御質問等、よろしく願いいたします。よろしいですか。非常に厚い資料になっておりますけれども、なければ、諮問第 213 号につきましては、原案どおりということでお認めしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 どうもありがとうございます。では、そのように決定いたします。

続きまして「諮問第 214 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について」、御説明をよろしく願いいたします。

○新井企画課長 それでは、資料 6 でございます。まず諮問文を朗読させていただきます。

水産政策審議会

会長 山下 東子 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令
について (諮問第 214 号)

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を定めたので、漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 65 条第 6 項及び水産資源保護法 (昭和 26 年法律第 313 号) 第 4 条第 6 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

引き続きまして、内容について御説明をさせていただきます。資料の通し番号がなくて大変恐縮でございますが、後ろから 4～5 枚めくっていただきますと、省令の新旧対照表という上下のものがございます。それを見ていただいて御説明をさせていただきたいと思

います。新旧対照条文をお開きいただきまして、それに基づきまして、先ほどの処理方針にございました今回の一斉更新の方針の中で、省令、いわゆる制度的なものとして担保をする、それぞれの船に対するものということではなくて、制度として担保するものが省令の改正に入っております。

まず、第 18 条でございます。これが漁獲物等の陸揚港の制限ということでございまして、従来、最初の陸揚港は届出ということだったのですけれども、それを変更するときには許可ということで、いわゆる過剰な規制になっておりました。これを今回、変更する場合も届出制ということで、それに対応する改正をさせていただきたいというのが第 18 条でございます。

次に、おめくりをいただきまして 2 ページでございます。第 28 条の 2 というものがございまして。操業日誌に関する条文でございまして、ここにつきまして、ロシア水域におきます我が国の漁船の適正な操業を確保するためということで、操業日誌の記載と、それから、3 年間の保存義務ということで、第 28 条の 2 の 2 項を追加するということがございまして。

それから、次に、3 ページでございまして、第 31 条の 6 という新設の条文がございまして。これは、オブザーバーの乗船に係る条文でございまして、中西部太平洋条約に基づきますオブザーバー条約の義務の受け入れをしたということに基づきまして、オブザーバーの乗船についての規定を設けるということでございまして、3 ページから 4 ページにかけて、オブザーバーの乗船についての措置を新たに規定をしております。

次に、第 59 条でございます。5 ページでございます。漁獲物等の転載の制限ということでございまして、現行、洋上における漁獲物等の転載については、漁獲量の過小申告を防止するという観点から、農林水産大臣の許可にかからしめておりました。しかしながら、その後、まぐろ等の地域漁業管理機関の洋上転載オブザーバー制度が定着したことに伴いまして、管理機関に登録された転載船のみ転載することを条件に許可制を廃止するということが規制を緩和する。第 59 条及び別表は、その旨に係る記載ということでございまして。

それから、7 ページでございます。「第六十七条 削除」とございましてけれども、先ほど御説明いたしました北太平洋さんま漁業の表識につきまして、これを廃止するということが、第 67 条を削除するということがございまして。これにつきましては、本年の 8 月 1 日、指定漁業の許可の一斉更新の日から施行することにしております。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等、よろしく願いいたします。
東村委員。

○東村委員 制度自体の質問ではございませんが、少し教えていただきたいことがございまして、ただいま説明をされました新旧対照表の3ページにあります中西部太平洋オブザーバーの乗船ということですが、これは条約に基づいてつくられた地域漁業管理機関の規定が変わったからということだと思っておりますけれども、オブザーバーというのは地域漁業管理機関から指定されてきた人が乗るのですか。それとも日本でこの人をオブザーバーと決められるような制度になっているのでしょうか。それを教えていただければと思います。

○山川分科会長 事務局、よろしく願いいたします。

○長谷漁業調整課長 中西部太平洋条約ということで、通称 WCPFC と言っておりますけれども、各国がオブザーバー要員を確保して、委員会には、その情報については通知するというので、向こうから来るというよりは、締約国が出し合って融通してやっているということでございます。

○東村委員 細かいことで済みませんが、例えば、日本のオブザーバーがほかの国の船に乗ることもあり得るわけですか。逆もですけども。そこまでは話は煮詰まっていないような感じなのですか。

○長谷漁業調整課長 現状はそこまでいっておりませんが、将来的にといいましょうか、理屈上はそういうことも起こり得るのだと思っております。

○東村委員 済みません。本筋からずれた質問だったかと思いますが、どうもありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。それでは、諮問第 214 号につきましては、原案どおり承認ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、そのとおり決定いたします。

続きまして「海洋水産資源開発促進法に基づく海洋水産資源の開発及び利用の合理化を守るための基本方針の策定について」、御説明をよろしく願いいたします。

○新井企画課長 それでは、引き続きまして、資料7に基づきまして御説明をさせていただきます。まず、諮問文を朗読させていただきます。

水産政策審議会

会長 山下 東子 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

海洋水産資源開発促進法に基づく海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図
るための基本方針の策定について（諮問第 215 号）

海洋水産資源開発促進法（昭和 46 年法律第 60 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、平成 34 年度を目標年度とする海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針を別添案のとおり定めたいので、同条第 5 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

それでは、資料 1 ページでございます。この海洋水産資源の基本方針につきましては、2 月 27 日のこの分科会で御審議をいただきましたので、簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。海洋水産資源の基本法、今回、水産の基本計画、それから、漁港の長期計画と同時期でございます。したがって、これら 2 つの基本計画と基本的に整合性を取って進めるということが基本でございます。

まず、第 1 の（2）、1 ページの下でございますけれども、水産の増殖、それから、養殖における漁場生産の増大の目標、今回 9 万トンという形で設定をさせていただいております。

それから、後ろに別表がついております。それぞれ増養殖を進めるべき魚種につきましても、前回御説明いたしましたとおり、現在の養殖、それから、増殖の技術の進展に伴って、必要な魚種を追加をさせていただいているということでございます。

1 つ、前回 2 月 27 日の資料では、別表の水産動植物の種類、種名が片仮名になっておりましたけれども、今回、法令上のチェックをいたしまして、全部平仮名に書きかえをさせていただいております。

それから、2 ページの第 3 のそれぞれの基本的な事項につきましては、水産の環境整備の推進、栽培漁業の推進、養殖の推進といったことで、基本計画、それから、漁港漁場の整備計画と整合性を取って進めさせていただきたいと思っております。

次が第 2、5 ページでございます。新漁場における漁業生産の企業化による漁業生産の増大の目標を 3 万トンということで設定をさせていただいております。必要な新漁場の予

定海域は、以下に掲げる、それぞれ 11 の海域でございます。

それから、7 ページの「第 3 海洋水産資源の自主的な管理の促進に関する事項」も、前回 2 月 27 日に御説明した内容と変わりはないということでございます。水産基本計画との関係について御説明いたしますと、今回、水産基本計画生産の目標を 409 万トンから 449 万トンということで増大することにいたしております、そのうち増養殖で 9 万トン、それから、新漁場で 3 万トン、残りを資源管理でこれからきちんと回復していくということで、合計額と合わせまして生産の目標の達成の 1 つの指針として今回の海洋水産の基本方針を定めさせていただきたいと思っております。

事務局からの説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、御質問、御意見等、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、この諮問第 215 号につきましては、原案どおり了承してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、そのように決定させていただきます。ありがとうございました。

では、本日の 3 件の諮問につきまして、答申書を読ませていただきます。

23 水審第 55 号

平成 24 年 3 月 13 日

答申書

農林水産大臣 鹿野 道彦 殿

水産政策審議会

会長 山下 東子

平成 24 年 3 月 13 日に開催された水産政策審議会第 56 回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第 213 号 漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく公示について。

諮問第 214 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について

諮問第 215 号 海洋水産資源開発促進法に基づく海洋水産資源の開発及び利用の合理

化を図るための基本方針の策定について。

これを漁政部長にお渡ししたいと思います。

以上で本日予定しておりました議事については終了いたしましたけれども、事務局から何かございますでしょうか。

○新井企画課長 ありがとうございます。

今回の資源管理分科会につきましては、5月の開催を予定しております。TAC 制度についてということでございます。詳しい議題、それから、日程につきましては、また後日連絡をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○山川分科会長 あと何か、もし委員の方々から御発言等ありましたら、よろしく願いいたします。高橋委員。

○高橋特別委員 水産庁に要請だけしておきたいなと思います。先ほど答申しました一斉更新の話なのですが、その中で漁船の安全性の確保ということが答申をされました。非常にありがとうございました。せっかくつくっていただいた基本計画の中で、実際設置をする場合、多分、このままではなかなか進まないのではないのかという危惧をしております。というのは、これに対する予算化が、国の支援があれば、この制度そのものが一層進むのではないかと、そういうふうに理解をしておりますので、その辺について、やはり安全の問題ですから、水産庁としても、また国としても、御支援をしていただければと思います。

以上です。

○山川分科会長 では、そういった御要望があったということで、よろしく願いいたします。

ほかに何かございますでしょうか。

では、以上をもちまして資源管理分科会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。